

稲荷山重伝建地区【現状変更行為許可申請の基本的な流れ】

千曲市教育委員会

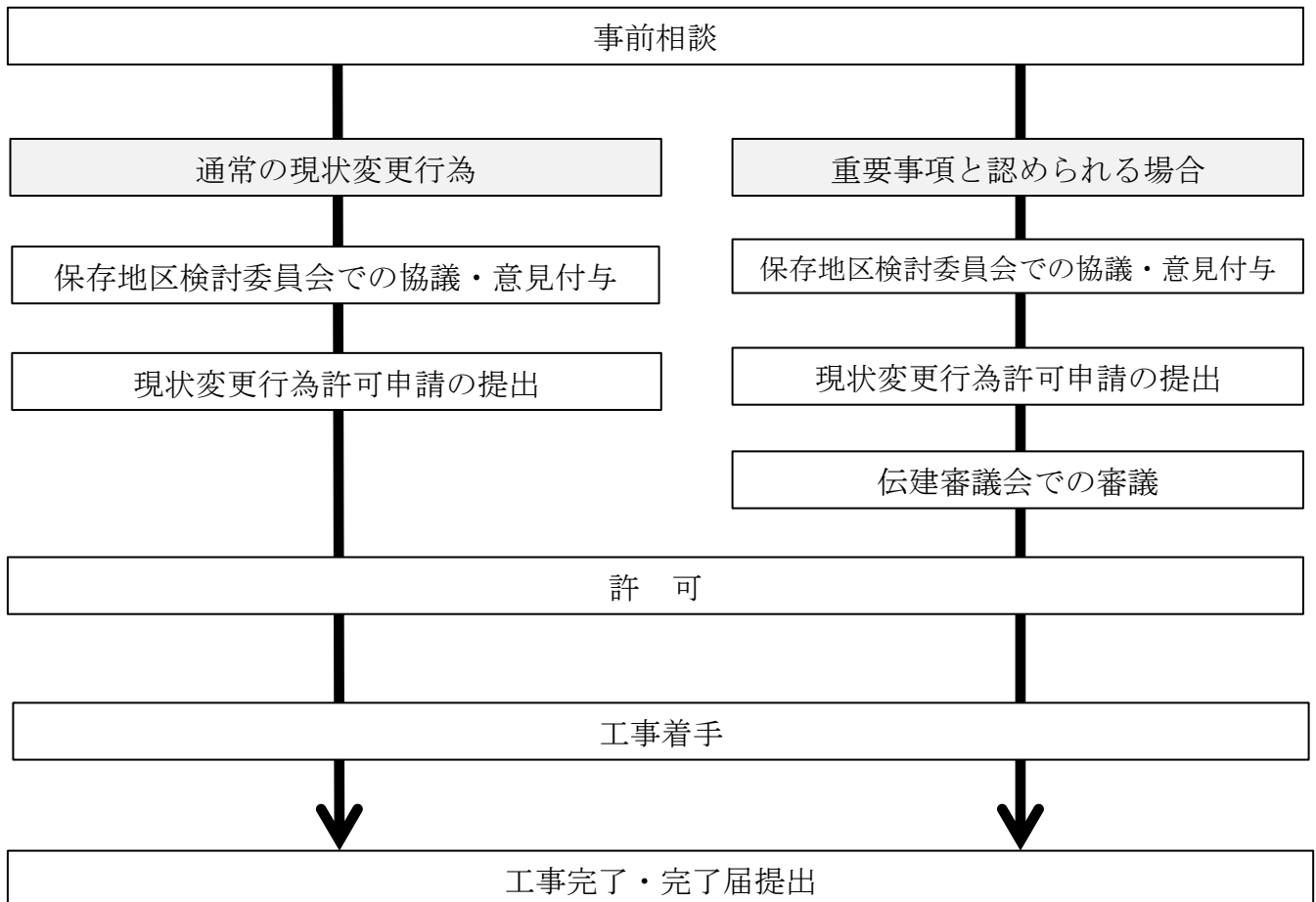
伝建地区内で、下記に該当する行為をする場合には、地区の景観保全を図るため、【許可基準】に基づいて施工する必要があります。また、事前に申請書の提出と市の許可が必要になります。

【現状変更行為に該当する行為】（条例第4条第1項）

- (1) 建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却
- (2) 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更で、その外観を変更することとなるもの
- (3) 宅地の造成その他土地の形質の変更
- (4) 木竹の伐採
- (5) 土石類の採取
- (6) 水面の埋立て

※ただし、外観の変更を伴わない建物の内部のみの改築や、日常の管理、非常災害時における緊急措置などの場合は、許可の必要はありません。

※修理及び修景事業に該当する場合には、別のチャートをご覧ください。



事前相談・不明な点等については 千曲市歴史文化財センター まで
千曲市桜堂268-1 TEL026-261-3210 FAX026-261-3211
bunkazai@city.chikuma.lg.jp